第22回一関市農業委員会総会議事録

告　示　年　月　日　　令和８年６月18日
告　　示　　番　　号　　第10号
会　議　年　月　日　　令和８年６月25日
会　議　の　場　所　　川崎農村環境改善センター
出　　席　　委　　員　　別紙のとおり
欠　　席　　委　　員　　別紙のとおり

会議に出席した職員

事　務　局　長	阿　部　繁　樹
局　長　補　佐	浅　岡　栄　嗣
農　地　係　長	金　野　　　亨
主　任　主　事	熊　谷　　　啓

本　日　の　案　件　　第22回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
開　　会　　時　　刻　　午後３時３分

議　　　長	これより議事に入ります。 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 なお、３番　菅原 良博　委員、６番　加藤 敏子　委員、 ９番　渡邉 克洋　委員、11番　阿部 久美子　委員、 18番　高橋 金夫　委員、 より欠席の届出がありました。 行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。 議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議　　　長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第 13 条の規定により議事録署名委員に　７番　菅原 聡子　委員、 ８番　佐藤 和威治　委員を指名いたします。 書記には、浅岡 局長補佐、熊谷 主任主事を指名いたします。 審議に入ります。 「報告第 52 号　農地専門委員会の報告について」を議題といたします。

	及川 治雄　農地専門委員会委員長に報告を求めます。
及川　治雄　農地専門委員長	第５回農地専門委員会の協議結果について概要を報告します。 開催日時、令和８年６月11日、木曜日、10時から11時50分です。 開催場所、川崎農村環境改善センター４階　会議室です。 出席者、私ほか農地専門委員、出席９名、欠席２名、事務局阿部事務局長、金野農地係長です。 議題、 （1）農地パトロール出発式について （2）一関市農地パトロール（利用状況調査）実施要領等について （3）農地現状変更を行った農地の耕作状況の現地確認について （4）農地転用の事業完了後の現地確認についてです。 協議事項は、次の点について審議を行いました。 今年度の農地パトロール出発式は、農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象として開催が計画されている研修会と併せて、集合形式で開催することといたしました。 農地パトロール（利用状況調査）実施要領等については、各種資料により事務局の説明後に審議いたしました。その結果、原案のとおり実施することとしてよい旨を確認いたしました。 農地現状変更を行った農地の耕作状況の現地確認については、完了届の提出があった後、おおむね６か月以内に農業委員等が耕作の状況を確認する方向で検討を進めることとなりました。 農地転用の事業完了後の現地確認については、一時転用について、事業完了後に提出される完了報告書及び添付写真で農地に復元されたことが明確に確認できない場合は、農業委員等が現地確認を行うこととなりました。 以上、報告します。
議　　　長	以上で「報告第 52 号」の報告を終わります。 ご質問ございませんか。 （なしの声あり）
議　　　長	なければ、「報告第52号」の質疑を終わります。 次に、「報告第 53 号　農地法第３条の３の規定による届出に関する専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
局　　　長	２ページをお開き願います。

報告第 53 号、農地法第３条の３の規定による届出に関する専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第３条の３の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第３の３の規定に基づき報告するものです。

３ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第８条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第１号から９ページの第 32 号までの 32 件、32 名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和８年６月 16 日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書をその届出者に交付する」、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「報告第 53 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　なければ、「報告第 53 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 54 号　農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局　　長　10ページをお開き願います。

報告第54号　農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第１号の１件、５筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第４の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、

担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりでありますが、現状変更の理由は、作業の効率化を図るため、切土や盛土を行い段差の解消を行う、また、農業灌漑用のため池を設置しようとする申請内容です。

以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「報告第 54 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　なければ、「報告第 54 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 55 号　農地法第５条許可申請書の取下願の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長　11 ページをお開き願います。

報告第 55 号　農地法第５条許可申請書の取下願の報告について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第５条許可申請書の取下願出書の提出があったので、報告するものです。

第１号は、一関地域の転用事業に係る取下げです。

事業者が太陽光発電設備を整備する計画で農地転用許可申請を行い、令和８年５月 25 日開催の総会において許可相当として意見決定を行ったものでしたが、その後、パネルの規格や配置等が変更になる旨の申し出があったものです。今回は、県の許可には至っていないタイミングでの申し出であったため、計画変更ではなく、当初の許可申請を取下げ、変更後の計画で再度許可申請を行うものであります。

以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「報告第 55 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　なければ、「報告第55号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 136 号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局　　　長	12ページをお開き願います。 議案第136号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。 はじめに、一関地域に係る申請３件です。 第１号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。 第２号及び13ページの第３号につきましては、いずれも譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。 次に、花泉地域に係る申請２件です。 13ページの第４号につきましては、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き使用貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年３月31日までの２年間となっております。 第５号につきましては、13ページから14ページに跨って記載しておりますが、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの５年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。 あらためて、14ページをお開き願います。 次に、大東地域に係る申請４件です。 第６号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において新規就農にあたり、贈与により農地を取得しようとするものです。 第７号及び15ページの第８号につきましては、いずれも譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人においては、いずれも新規就農にあたり農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。 16ページをお開き願います。 第９号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため

	農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。
	次に、東山地域に係る申請２件です。
	第10号につきましては、譲渡人が所有する農地が、譲受人の所有する一団の農地の中に介在しており、耕作管理上の作業効率が良くない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。
	第11号につきましては、16ページから17ページに跨って記載しておりますが、譲渡人が健康上の理由により耕作管理できない状態にあることから、同居親族である譲受人において、一括贈与により農地を取得し営農を継続しようとするものです。
	18ページをお開き願います。
	次に、室根地域に係る申請１件です。
	第12号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。
	次に、藤沢地域に係る申請４件です。
	第13号につきましては、譲渡人が地域の担い手への農地集積を図るため、譲受人に対して農地を譲り渡し、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。
	第14号から20ページの第16号までの３件につきましては、いずれも譲渡人が労働力不足などのため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。
	以上で、説明を終わります。
議　　　長	以上で「議案第 136 号」の説明を終わります。
	ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
	最初に、今月の一関地域担当委員の方、報告をお願いします。
13番 及川　治雄　委員	一関地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。
	現地調査日、令和８年６月12日、金曜日、午前９時より、現地調査員　農業委員　私　及川、農地利用最適化推進委員　小野寺委員、岩渕委員、農政推進課職員　佐藤主任主事で行いました。
	報告内容、第１号から第３号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への

	影響もないことから問題ないと思われます。
	報告は以上です。
議　　　長	ありがとうございました。
	次に、今月の花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。
農 地 係 長	花泉地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。
(代読)	現地調査日、令和８年６月12日、金曜日、午前９時30分より、現地調査員　農業委員　阿部委員、農地利用最適化推進委員　及川委員、岩渕委員、支所職員　千葉会計年度任用職員で行いました。
	報告内容、第４号及び第５号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われます。
	報告は以上です。
議　　　長	ありがとうございました。
	次に、今月の大東地域担当委員の方、報告をお願いします。
14番	大東地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。
佐藤　喜明　委員	現地調査日、令和８年６月12日、金曜日、午後１時30分より、現地調査員　農業委員　私　佐藤、農地利用最適化推進委員　三浦委員、小野寺委員、支所職員　高橋主事で行いました。
	報告内容、第６号から第９号について、航空写真により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われます。
	報告は以上です。
議　　　長	ありがとうございました。
	次に、今月の東山地域担当委員の方、報告をお願いします。
２番	東山地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。
鈴木　弘也　委員	現地調査日、令和８年６月12日、金曜日、午前９時30分より、現地調査員　農業委員　佐藤委員、私　鈴木、農地利用最適化推進委員　小野委員、支所職員　那須主任主査で行いました。
	報告内容、第10号及び第11号について、現地確認により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われます。
	報告は以上です。
議　　　長	ありがとうございました。
	次に、今月の室根地域担当委員の方、報告をお願いします。
15番	室根地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。
鈴木　耕多　委員	現地調査日、令和８年６月12日、金曜日、午前９時より、現地

	調査員　農業委員　藤原委員、私　鈴木、農地利用最適化推進委員　小松委員、岩渕委員、菅原委員、支所職員　小野寺主任主事で行いました。 報告内容、第12号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われます。 報告は以上です。
議　　　長	ありがとうございました。 次に、今月の藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。
12番 後藤　修　委員	藤沢地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。 現地調査日、令和８年６月12日、金曜日、午前９時より、現地調査員　農業委員　私　後藤、農地利用最適化推進委員　畠山委員、高橋委員、支所職員　千葉主任主事で行いました。 報告内容、第 13 号から第 16 号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われます。 報告は以上です。
議　　　長	ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 （なしの声あり）
議　　　長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 （異議なしの声あり）
議　　　長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 136 号」を可と決する方は挙手願います。 （挙手満場）
議　　　長	挙手満場と認めます。 よって可と決します。 ここで休憩といたします。 （休憩）
議　　　長	再開いたします。 次に、「議案第 137 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農 地 係 長	21 ページをお開き願います。 議案第 137 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

	次のとおり、農地法第５条第１項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。 一関地域に係る申請７件です。 第１号から第３号は、借受人が側溝設置工事に係る作業用通路として利用するため一時転用申請するものです。 農地区分は、第２種農地と判断しましたが、３年以内の一時転用は認められています。 22 ページをお開き願います。 第４号は、譲受人が販売用車両置場を整備するため、転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第３種農地と判断しました。 第５号は、譲受人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域および第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第３種農地と判断しました。 第６号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。 農地区分は、２種類の管、水道管と下水道管が埋設されている４ｍ以上の道路に面し、500ｍ以内に２つ以上の公共・公益的施設が存在しているため、第３種農地と判断しました。 23 ページをお開き願います。 第７号は、さきほどの報告第 55 号と関連するものですが、借受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。 農地区分は、第２種農地と判断しました。 なお、申請地は、令和８年３月 25 日付けで農振除外済みであります。 以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。 以上で説明を終わります。
議　　　長	以上で「議案第 137 号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。 今月の一関地域担当委員の方、報告をお願いします。
13番 及川　治雄　委員	一関地域の農地法第５条現地調査報告をいたします。 現地調査日、現地調査員に関しましては３条と同じでございま

すので割愛させていただきます。
報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。
第１号から第３号、申請人が側溝工事作業用通路に一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はない。
第４号、申請人が販売用車両置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。
第５号、申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。
第６号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。
第７号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。
報告は以上です。

議　長　ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。
（なしの声あり）

議　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
（異議なしの声あり）

議　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第 137 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
（挙手満場）

議　長　挙手満場と認めます。
よって、「議案第 137 号」を許可相当と決します。
次に、「議案第 138 号　農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農地係長　24 ページをお開き願います。
議案第 138 号　農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。
本議案に係る申請は、一関地域の１件です。
第１号は、ワンルームの共同住宅の建築のため令和６年２月６

	日に転用許可を受けたものですが、周辺地域のワンルーム共同住宅の入居率の悪化や建築費の高騰により、計画の見直しを検討していたところ、住宅地としての問い合わせが多数あったことから、共同住宅の建築から宅地分譲の整備に事業計画の変更を行おうとするものです。 農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域および第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第３種農地と判断しました。 以上で説明を終わります。
議　　　　長	以上で、「議案第 138 号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。 今月の一関地域担当委員の方、報告をお願いします。
13番 及川　治雄　委員	一関地域の農地転用事業計画変更現地調査報告をいたします。 現地調査日、現地調査員に関しましては３条と同じでございますので割愛させていただきます。 報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。 第１号、申請人が共同住宅の建築から住宅分譲地の整備に変更する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。 報告は以上です。
議　　　　長	ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 （なしの声あり）
議　　　　長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 （異議なしの声あり）
議　　　　長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 138 号　農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 （挙手満場）
議　　　　長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 138 号」を許可相当と決します。 次に、「議案第 139 号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

農地係長	25ページをお開き願います。 議案第 139 号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。 一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、貸借・一括方式が46件です。 27ページをお開き願います。 貸借・一括方式ですが、 １号が一関地域の申請、 ２号と３号の２件が花泉地域の申請、 ４号が大東地域の申請、 ５号から32ページの26号まで、及び33ページの33号から34ページの36号までの26件が千厩地域の申請、 戻りまして32ページの27号から33ページの32号まで、及び34ページの37号から35ページの46号までの16件が室根地域の申請です。 なお、千厩地域の申請で、登記地目が農地以外の地目となっている箇所があるのは、当該地区が基盤整備地区であり、面工事は終了し、現在は、本換地地番による登記前の段階であるためであり、現況は農地となっているものであります。 以上で説明を終わります。
議長	以上で、「議案第139号」の説明を終わります。 なお、27ページ【貸借・一括】第４号については、 ５番　及川　務　委員が、 農業委員会等に関する法律第 31 条第１項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。 （なしの声あり）
議長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 （異議なしの声あり）
議長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 139 号」【貸借・一括】第４号を除き可と決する方は挙手願います。 （挙手満場）
議長	挙手満場と認めます。 よって可と決します。 次に、「議案第 139 号」【貸借・一括】第４号について審議いたします。

	及川　務　委員は退室願います。
	（午後３時 33 分　退室）
議　　　　長	審議願います。
	（なしの声あり）
議　　　　長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
	（異議なしの声あり）
議　　　　長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 139 号」【貸借・一括】第４号を可と決する方は挙手願います。
	（挙手満場）
議　　　　長	挙手満場と認めます。 よって、可と決します。 及川　務　委員は入室願います。
	（午後３時 34 分　入室）
議　　　　長	及川　務　委員に申し上げます。 「議案第 139 号」【貸借・一括】第４号を可と決しました。 次に、「議案第 140 号　農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農 地 係 長	36 ページをお開き願います。 議案第 140 号　農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。 本議案に係る申請は一関地域の１件です。 農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。 以上で説明を終わります。
議　　　　長	以上で「議案第 140 号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。 今月の一関地域担当委員の方、報告をお願いします。
13番 及川　治雄　委員	一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。 現地調査日、現地調査員に関しましては３条と同じでございますので割愛させていただきます。 報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたし

	ます。 第１号、申請地は昭和57年頃から宅地進入路として利用されており、既に農地性は失われている。 報告は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 （なしの声あり）
議　　長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 140 号　農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 （挙手満場）
議　　長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 140 号」を可と決します。
議　　長	以上で議案審議が終了いたしました。

（午後３時37分閉会）

以上　議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議　　長

署名委員

署名委員